

県立高等学校再編振興に関する報告

平成25年2月

県立高等学校再編振興検討委員会

目 次

はじめに	1
I 県立高等学校の現状と課題	2
1 県立高等学校の現状	2
(1) 入学者の現状と将来推計	2
(2) 学校規模の現状	2
(3) 学校・学科の配置の現状	3
2 県立高等学校の課題への対応	3
(1) 生徒数の減少	3
(2) 進路の保障	4
(3) 多様な学習形態	4
(4) 社会環境の変化	4
II 新たな県立高等学校再編振興について	5
1 再編振興の基本的な考え方	5
(1) 次代を担う人材を育てる教育環境の整備	5
(2) 生徒や保護者の期待に応える高等学校教育の質の保証	5
(3) 地域社会や産業とつながる高等学校教育の実践	6
2 再編振興の方向性と取組	6
(1) 魅力ある学校づくりの推進	6
① 普通科	6
② 中高一貫教育	7
③ 産業系専門学科	7
④ 総合学科	9
⑤ 定時制・通信制課程	10
⑥ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に 対応できる学校	10
(2) 高等学校教育の質を保証する学校規模の検討	11
① 規模に関する基本的な考え方	11
② 適正規模	11
③ 本校の最低規模	12
④ 分校の最低規模	12
⑤ 定時制課程（夜間）の最低規模	13
⑥ 定時制課程（昼間）の最低規模	13
⑦ 学校の統廃合について	13
おわりに	14
用語等解説	15
資料	16

はじめに

1 現行の県立高等学校再編計画（平成15年策定）の概要

県教育委員会では、県立高等学校の教育内容等の質的向上を図り、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的に、「特色ある学校づくり」と「県立高等学校の適正な規模と配置」を柱として、平成16年度から平成25年度までの10年間を実施期間とする「県立高等学校再編計画」を策定した（平成15年11月）。

2 現行の県立高等学校再編計画に基づく取組

県教育委員会では、生徒や保護者の卒業後の進路に関する期待に応えるために、地域の特性や生徒の学力に応じた教育課程の編成、特別活動の実施などを通じて、「特色ある学校づくり」に努めてきた。

また、高等学校としてのより良い教育環境のもとで学力向上や進路保障等に関して十分な教育効果を上げるために、地域の拠点校は学級数の維持に努めてきた。更に、一定規模に達しない学校は、地域と連携した学校の活性化に取り組み、生徒数の確保に努めてもなお入学者が一定数以下の場合には、学校・学科の整理・統合を進めてきた。

このような取組の結果、各学校の特色化と、学校規模と学校・学科の配置の適正化が図られ、教育内容の質的向上と教育環境の整備が進んでいる。

3 新たな再編振興の検討について

グローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進み、更に本県においては全国に先行する人口減少など高等学校を取り巻く社会環境が厳しさを増す中で、引き続き、高等学校教育の質を保証し、より良い教育環境を提供していく不断の努力が求められる。このために、本県の県立高等学校の振興策、学校規模と学校・学科の配置などを見直すことが必要となっている。

こうしたことから、平成26年度以降の新たな「県立高等学校再編振興計画」の策定が必要であるとして、県教育長から今後の県立高等学校の再編と振興について検討の依頼を受け、その検討の結果を本報告として取りまとめたものである。

I 県立高等学校の現状と課題

1 県立高等学校の現状

(1) 入学者の現状と将来推計

平成 24 年 3 月の県内の中学校卒業生数は、平成 16 年と比べると 1,096 人減少しており、平成 33 年には、更に 1,300 人程度が減少すると予測される。また、平成 24 年 4 月の県立高等学校の入学者数は、平成 16 年と比べると 1,012 人減少しており、私立高等学校等への入学者数が現状のまま推移するとすれば、平成 33 年には、更に 1,100 人程度が減少すると予測される。

【中学校卒業生・高等学校入学者の推移】

	平成 16 年	平成 24 年	平成 33 年(推計)
県内の中学校卒業生数	8,168 人	7,072 人	5,700～5,800 人
県立高等学校への入学者数	5,656 人	4,644 人	3,500～3,600 人

・県立高等学校への入学者は、通信制を含まない。

県立の全日制高等学校の定員充足率は、旧高知学区 ※1) では 90% を超える学校がほとんどであるが、旧東部学区 ※1)、旧高吾学区 ※1)、旧幡多学区 ※1) では充足率の低い学校が多い状況にある。

【定員充足率の推移】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
旧東部学区	73.4%	70.6%	72.4%	66.4%	68.9%
旧高知学区	94.8%	96.1%	93.2%	92.7%	95.5%
旧高吾学区	65.6%	62.0%	66.0%	55.5%	56.5%
旧幡多学区	82.3%	80.9%	79.3%	77.3%	79.5%
県全体	85.2%	84.7%	83.8%	80.7%	83.1%

(2) 学校規模の現状

県立の全日制高等学校は、現行の再編計画の実施期間中に 1 学年 2 学級以下の小規模校 6 校を統廃合や多部制単位制高等学校へ改編したことで、平成 24 年度の 1 校あたりの入学定員による平均学級数は、平成 15 年度と同じ 4.0 学級となっている。今後、中学校卒業生数が減少する中で、現在の学校・学科の配置を維持するとすれば小規模化が進むことになる。

【入学定員による学級数別学校数】

	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級	7 学級	8 学級	10 学級	計	平均学級数
平成 15 年度	6 (4)	7	6	4	5	4	4	2	1	39 (4)	4.0
平成 24 年度	2 (2)	8	3	8	4	3	4	1	0	33 (2)	4.0

・各年度の学校数の () 内は分校数で内数

・平成 24 年度の学校数には、宿毛高等学校大月分校を含まない。

(3) 学校・学科の配置の現状

現在の学科等別学校数の状況は、下表のようになっている。その中で、本県の公立の全日制高等学校の各学科の生徒数の割合は、平成24年度では、普通科が49.1%(全国は66.2%)、産業系専門学科が33.8%(同23.4%)、総合学科が14.0%(同6.8%)、その他が3.1%(同3.6%)となっている。

【学科等別学校数（県立）】

	旧東部 学区	旧高知 学区	旧高吾 学区	旧幡多 学区	計
普通科 【全日制及び多部制昼間部】	5	8 (1)	5	4 (1)	22 (2)
併設型中高一貫教育校	1	1		1	3
連携型中高一貫教育校	1		2		3
理数、外国語、国際関係、音楽		各1			4
産業系専門学科	2	5	2	2	11
農業に関する学科		1		1	2
工業に関する学科	1	2	1	1	5
商業に関する学科	2	1			3
水産に関する学科			1		1
看護に関する学科		1			1
総合学科	1	2	1	1	5
定時制	3	3	3	3	12
多部制単位制	1	1		1	3
通信制		1		1	2

- ・普通科の分校には宿毛高等学校大月分校、定時制には窪川高等学校を含まない。
- ・旧東部学区の安芸桜ヶ丘高等学校は、工業に関する学科と商業に関する学科を併置
- ・（ ）内は分校数で内数

2 県立高等学校の課題への対応

(1) 生徒数の減少

今後も生徒数の減少が続くことから、このままでは学校の小規模化が更に進んでいく。小規模校では、生徒一人一人に目が届きやすく、個に応じた教育的な支援を行うことができるといった利点がある。一方で、生徒数や教員数が少ないことから、教科等の選択幅の確保、学校行事や部活動などの社会性を育む集団活動の場の保障、学校内の研修を通じた教員の教科指導力の向上など、教育の質の保証への影響が危惧される。そこで、これらの課題を解消する取組を行い、一定水準の高等学校教育を提供する教育環境を整えなければならない。

高知市及びその周辺地域には、公立・私立の大きな規模の高等学校が多く、また、この地域の学校には県内全域からの入学希望者が集まっている。今後も、高知市及びその周辺地域の学校に入学者の集中が続けば、その他の地域にある学校の生徒数が更に減少し、学校運営に影響することが予想される。したがって、県全体のバランスを考慮した学校・学科の規模と配置の在り方が重要になる。

（２）進路の保障

平成 23 年度の大学等への進学率（注1）は、44.7%（全国は 53.5%）となっている。また、公立高等学校の新規卒業者の国公立大学への進学者数は、平成 15 年度の 303 人から平成 23 年度には 490 人となっているが、この生徒の 1 年次での国公立大学への進学希望者数は、約 1,500 人（高知県進学協議会 ※2）が実施した学習支援テスト ※3）の学習状況アンケート結果による）であり、生徒の進学希望を十分には実現できていない状況がある。

就職内定率（注2）は、平成 15 年度の 81.3%から平成 23 年度には 93.8%と上昇しているが、平成 23 年 3 月卒業生徒の県内での就職 1 年後の離職率は、26.5%（全国は 20.8%）と高くなっており、在学中の職業観等の育成に課題がある。

このことから各学校は、地域の実態や生徒の実情などを考慮したうえで果たすべき役割を見極め、生徒の多様な進路希望や地域・保護者の期待に応えなければならない。

（注1）国公立及び私立の高等学校を含み、通信制を含まない。

（注2）通信制を含まない。

（３）多様な学習形態

高等学校等への進学率が 98%を超え、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などが入学しており、生徒の多様化に対応できる学校の設置、教育システムの見直し、指導方法の改善など、学ぶ意欲のある生徒に教育機会を保障するための支援体制を整えることが必要である。

（４）社会環境の変化

社会環境が大きく変化している中で、高等学校には、その社会的環境変化に対して柔軟に対応できる人材の育成が求められている。そこで、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てる（キャリア教育 ※4）という視点に立ち、地域や産業界、大学等と密接に連携することが必要である。

Ⅱ 新たな県立高等学校再編振興について

1 再編振興の基本的な考え方

(1) 次代を担う人材を育てる教育環境の整備

将来の目標に向かって挑戦することができる機会がすべての子どもたちに保障される「可能性の平等」を担保し、次代を担う人材を育てる学校の教育環境を整える。

高等学校では、それぞれの地域の実態や生徒の実情、地理的条件などを考慮したうえで、教育の質的な充実を図り、生徒が将来の目標に向かって挑戦することができる基礎を培うための教育環境として、きめ細やかな指導体制が整備されなければならない。

また、キャリア教育の視点を取り入れて、基本的な生活習慣や基礎学力、自ら考え主体的に判断する力、コミュニケーション能力や発想力などを身に付けさせるため、地域の実態や生徒の実情などに応じた教育プログラムが策定されなければならない。

(2) 生徒や保護者の期待に応える高等学校教育の質の保証

生徒や保護者の多様な進路希望に対応し、生徒一人一人の個性や創造性を最大限伸ばすことのできる指導体制を整える。

高等学校では、小中学校で身に付けた基礎学力や学習意欲の上に、発展的・専門的な学習を進め、自主的・自律的な生活態度を育むための様々な教育活動が展開されなければならない。

また、生徒の能力・適性や卒業後の進路希望等は幅広いことから、教職員の資質・指導力の向上を図り、各学校が育成しようとする人間像に応じた到達目標を設定したうえで、特色ある学校づくりを行わなければならない。例えば、文化・スポーツ活動や様々な体験活動、大学入試センター試験を経て国公立大学へ進学するための力を付ける取組などが考えられる。

学校によっては、教科の選択幅に制約があることや集団の中で切磋琢磨する機会が少ないこと、地理的条件により高大連携等の取組が難しいことなどの課題がある。これらの課題については、I C T ※5)を活用した連携などによって対応することも考えられる。

(3) 地域社会や産業とつながる高等学校教育の実践

地域社会や産業を支える人材を育成する観点から、本県の基本政策の一つである高知県産業振興計画（以下「産振計画」という。）との関わりを意識した再編振興に取り組む。また、旧学区や産振計画の地域アクションプラン（※6）の地域区分などを参考に、生徒の通学条件や生活圏域などを考慮した学校・学科の配置に努める。

高等学校教育においては、地域社会や産業分野との情報の共有や連携が必要である。各学校は、県全体で取り組んでいる地域の強みを生かす産振計画等との関わりを視野に入れ、地域の中での役割を明確にしなければならない。

高等学校教育と産業分野との関わりについては、高等学校は産業を支える人材を育成し、産業分野は体験的な学習の場を提供することが求められる。特に、本県では一次産業での学びの場が身近な地域にあり、生徒が体験的な学習を通して、産業に関わることの必要性や地域の課題などに気付く能力を身に付けることができる。

また、地域社会との関わりでは、例えば、生徒の地域づくり活動の実績が評価されることで、多様な進学機会につながることも考えられる。

2 再編振興の方向性と取組

(1) 魅力ある学校づくりの推進

これまで高等学校が主体となって特色ある学校づくりに取り組み、学校の活性化が図られてきた。生徒数の減少が更に進むことを考えると、各学校が今まで以上に地域の力や発想を活用して、学校関係者だけでなく、広く外部からも学校の取組が認められる「魅力ある学校づくり」を推進する必要がある。例えば、地域のコミュニティーや文化の中核となる学校、難関大学への進学に対応できる学校、文化・スポーツ活動に特色をもった学校づくりなどが考えられる。

① 普通科

普通科は、生徒や保護者のニーズ、地域の実態を踏まえて、多様な進路希望に対応できる学校の体制を整えなければならない。特に、進学に関しては、県内すべての普通科で、大学進学等に対応できる学力を保証する体制を整えることが重要である。

【配置】

普通科は、卒業後の多様な進路選択を保障することが重要であり、地域を担う人材を育成する観点からも、県内全域で自宅から通学しやすい距離に配置することが望ましい。

また、難関大学への進学も実現できる、進学の拠点となる学校を県全

体のバランスも考慮しながら配置する必要がある。

② 中高一貫教育

連携型中高一貫教育校は、6年間を通じて生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るために、連携している中学校と高等学校との間でより一層の情報の共有を進めるとともに、生徒数を確保するためにも、連携している高等学校の更なる魅力づくりに取り組む必要がある。地域によっては、中学校と高等学校との連携を地域の特色の一つとして、地域の活性化につなげることも考えられることから、よりよい連携の在り方を更に研究することも必要である。

県立の併設型中高一貫教育校の設置によって、小学生には中学校進学を選択肢が増えている。また、併設型中高一貫教育校には、中学校から高等学校までの6年間で計画的な取組を行い、生徒一人一人の個性を見極めたうえで、豊かな人間性、社会性を育成することが期待できる。加えて、生徒や保護者の大学進学に対する期待も大きいことから、進学に重点を置いた学校運営を行うために、教育課程の特例(※7)を積極的に活用することや、適性検査の内容の見直し、中学校入学段階における男女の発達状況の差異も踏まえた入学者選考の在り方の研究などが必要である。

【配置】

連携型中高一貫教育校は、生徒数の減少が著しい地域において、学校の魅力化と生徒数の確保につなげるために、現在設置されていない地域に配置することも考えられる。

併設型中高一貫教育校は、現在の東部、中央部、西部の3地域での配置を今後も維持することが望ましい。ただし、東部と西部では、地域の中学校の生徒数が減少していることを踏まえ、地域の市町村立中学校への影響を考慮して入学定員等を検討する必要がある。また、中央部では、中学校と高等学校を併置する学校が複数あることから、中等教育学校(※8)の制度を念頭に置いて検討することも考えられる。

③ 産業系専門学科

ア 産業系専門学科全体

産業系専門学科は、産業構造の変化に対応した教育を行い、将来のスペシャリストとして必要な基礎と豊かな人間性を身に付けさせることが必要である。

近年、大学進学希望者が多くなっていることから、基礎学力はもちろん、国公立大学等へ進学できる力や、大学等で高度な専門教育を受けるために必要な力として、課題に気づき解決する力などを身に付け

させる体制の整備が必要である。

また、産振計画と関わることや、高等学校間をはじめ、地域や産業界、大学等と連携した教育の充実を図ること、更に、本県の自然や地場産業を生かすことで学校の魅力化に取り組む必要がある。そのことで、例えば県外からの生徒の入学につながることも考えられる。

これらに加えて、生産から加工、流通、販売までの総合的な視点から互いの専門性を生かせる教育を行うために、他校も含めた他学科との連携や整理・統合も検討する必要がある。

イ 農業

農業に関する学科は、本県の強みである農業の担い手を育成するとともに、農業を通して人間教育を行う役割を担っている。更に充実した農業教育を推進するために、教育課程の検討や農業に関わる産業教育、地域の教育力の活用などを考える必要がある。例えば、学科の整理・統合、教育内容の見直しを行う際には、食農教育、環境保全型農業、六次産業^(※9)化の推進など新しい知識に関する内容を視野に入れることが必要である。

林業に関する科は、これまでの取組を更に充実させるとともに、バイオマスエネルギーの活用や環境などに関する内容を取り入れ、本県の豊かな森林資源を活用できる人材の育成に努める必要がある。

ウ 工業

工業に関する学科は、工業技術の高度化、環境・エネルギー問題への関心の高まり、情報化とネットワーク化の進展、伝統技術の継承などに対応した教育内容が必要である。

また、ものづくりに関する基礎的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、地域や産業界、大学等との連携をより一層図ることで体験的な活動を充実させ、身に付けた力を社会の中で活用できるようにすることが必要である。

エ 商業

商業に関する学科は、商業の各分野に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、幅広く他の産業も見据えて、特に、キャリア教育の視点に立った教育の充実を図る必要がある。

更に、企業や大学等と連携した取組を推進し、ビジネスの諸活動に必要な能力や態度を育成することが必要である。また、外部人材を活用した実践的な商品開発や販売実習などの体験活動を通じて、社会で自立できる能力の育成も必要である。

オ 水産

水産に関する学科は、実習船教育を水産教育の柱の一つに位置付け、船舶職員の養成や関連する資格の取得を推進するとともに、人間育成

の場としても有効に活用する必要がある。

一方、学んだ専門知識が関連する職業への就職に結び付かない状況がある。また、小中学生が水産に関わる職業に触れることが少ないことなどから、水産に対する理解を深めることができる取組を行うことも必要である。

カ 看護等

看護・福祉に関しては、県が推進する「日本一の健康長寿県構想」（以下「健康長寿県構想」という。）に応える人材育成の視点に立った取組が求められている。高等学校の段階では、看護・福祉分野の職業に対する理解を深め、看護・福祉の心をもった生徒を育成する機会をつくる必要がある。

看護に関する学科は、より高度化する医療現場に対応でき、確かな技術をもつ看護の専門職として成長できる人材育成を進めるとともに、看護系の大学等へ進学できる指導体制も整える必要がある。

【配置】

水産及び看護以外の産業系専門学科は、生徒や保護者のニーズ、通学の利便性を考慮して、単独校または学科、総合学科の系列を各地域に配置している。今後、生徒数の減少等により現在の配置が維持できない場合には、特色ある学科を核として県全体のバランスを考えた計画的な改編を行う必要がある。

また、「健康長寿県構想」を推進する人材育成のため、福祉系分野が学べる系列や類型などを各地域に配置することが必要である。

ただし、専門学科の教育内容の充実や学科改編、統廃合を行う際には、高知県産業教育審議会の協議内容も踏まえる必要がある。

④ 総合学科

総合学科の特徴は、生徒が興味関心に応じて系列を選択できることから、幅広い分野を少人数で学び、多様な進路希望に対応できることである。

今後、地域の実態に応じた系列や選択科目の設定などを通じた学校の特色化を進め、目指す方向を明確にした魅力のある学校づくりに取り組み、そのことを中学校や地域に積極的に広報していく必要がある。

【配置】

生徒や保護者の多様なニーズに対応できる総合学科は、現在の配置を維持することが望ましい。生徒数の減少が著しい地域では、生徒数の確保が困難な状況も考えられるが、各学校が更に魅力化を進めることで、その維持に努める必要がある。しかしながら、今後、生徒数の更なる減少により、総合学科としての十分な教育を行うことが見込めない状況に

なった場合には、普通科への改編も考えられる。

⑤ 定時制・通信制課程

ア 定時制

定時制は、働きながら学ぶことや学び直しなどの多様な学習ニーズのある生徒に柔軟に対応している。また、現在では、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを受け入れるセーフティネット的な役割も大きくなっている。大学等への進学希望者も増えていることから、進学希望にも対応できる、きめ細やかな学習指導や進路指導の充実を図る必要がある。

多部制単位制は、生徒が自分にあった教科・科目を選択し、必要な単位を修得すれば卒業が認められ、異なる学年の生徒や昼間部と夜間部の生徒が同じ講座を受講することができる。このような多部制単位制のシステムや取組内容を中学生や保護者などに積極的に広報していく必要がある。

イ 通信制

通信制は定時制と同様に、セーフティネット的な役割と幅広い年齢層への対応や地域の生涯学習を担う場としての役割がある。このため、通信制は生徒一人一人の学習スタイルに応じた学びを提供できる課程と位置付け、I C Tを活用した講座の研究を行うなど教育方法の充実を図る必要がある。

【配置】

定時制は、生徒のニーズを考えると現在の配置が望ましいが、生徒数の減少に伴い統廃合を検討する場合には、学校の役割や地域の実態、学科の内容、通学手段なども考慮した配置の検討が必要である。

多部制単位制は、午前から夜間にいたるまで常時科目を開設し、生徒のライフスタイルに応じて教科・科目を履修することが可能であることなどの特徴を生かすことができるように、通学時間等も考慮した配置が必要である。

通信制は、現在、中央部と西部に2校設置されているが、東部の生徒のニーズへの対応も検討する必要がある。

⑥ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校

高等学校には、今後も、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを柔軟に受け入れることができる支援体制を整える必要がある。このため、授業時間の弾力化、複数担任制、習熟度別の少人数授業の導入、発達障害の特性に配慮した指導、I C Tの活用、関心・

意欲・態度などに重点を置いた評価方法の研究等を進める必要がある。

【配置】

不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを受け入れる体制を各学校が整えるとともに、特にきめ細やかな指導が可能な学校を、県全体の状況を考慮して配置することが必要である。その際には、生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導が可能であるという特色を生かすために、少人数の生徒で学級運営を行うことも考えられる。

特に、高知市及びその周辺地域では、こうした学校に対するニーズが高いことから、この地域にある学校の改編等により充実した支援体制を整えることが必要である。

（２）高等学校教育の質を保証する学校規模の検討

① 規模に関する基本的な考え方

県内全域で生徒数が減少する中で、地域の実態や生徒の実情、生徒に保障される「可能性の平等」を考慮すると、高知市及びその周辺地域の中央部と、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない地域では、学校規模の在り方を分けて考えることが必要である。

中央部をはじめ一定の生徒数が見込める地域では、生徒数の減少に応じて、その減少幅を考慮した入学定員の低減を考える必要がある。その際には、各校の学級数を一律に低減するのではなく、高等学校として充実した教育活動を行うことができる適正規模の学校の維持に努める必要がある。

また、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない地域の小規模校では、少人数集団である利点を生かした教育を行うとともに、集団活動を通じて人間的な成長を図るために必要な生徒数を確保し、教育課程や学校行事、部活動等の選択幅の維持に努める必要がある。

② 適正規模

平成 12 年の県立高等学校教育問題検討委員会の「21 世紀を展望した高知県立高等学校の在り方について」（以下「平成 12 年報告」という。）では、「1 学年 4 ～ 8 学級が適正規模と考えられる」とあり、これが現在の適正規模の基準となっている。今後も生徒の個性・能力や進路希望などの多様化に対応した習熟度別の学習指導等による学習集団の柔軟な編成や総合選択制（※10）等による弾力的な教育課程の編成などにより、きめ細やかな学習指導を行うためには、1 学年 4 ～ 8 学級が適正規模と考えられる。

③ 本校の最低規模

「平成 12 年報告」では、「本校の最低規模は、1 学年 2 学級以上が望ましい」とあり、これが現在の本校の最低規模の基準となっている。

高等学校教育の質を保証し、生徒の多様な学習ニーズに応え、生徒一人一人に応じた学習指導を行うためには、本校の最低規模は、1 学年 2 学級以上が望ましい。しかしながら、本県の人口の偏りや地理的条件、通学のための交通の利便性などを考慮すると、地域によっては最低規模についての配慮が必要である。

この場合、高等学校での生徒の発達段階を考えると、高等学校教育の質が保証される集団として 1 学年 1 学級 20 人以上が必要と考えられる。

④ 分校の最低規模

「平成 12 年報告」では、「分校の最低規模は、1 学年 1 学級 20 人以上が望ましい」とあり、これが現在の分校の最低規模の基準となっている。今後も地域で高等学校教育を受ける機会を保障しなければならないが、学習指導や学校行事、部活動などの充実を図り、生徒が互いに切磋琢磨することができ、高等学校教育の質が保証される集団として分校の最低規模は、1 学年 1 学級 20 人以上が望ましい。一方で、地理的条件等を考慮し、この基準を緩和すべきであるという意見もあった。

ア 猶予期間について

県立高等学校再編計画第 2 次実施計画(平成 18 年高知県教育委員会)において分校の存続について検討し、当時の地元中学校の卒業生数の減少等から最低規模の基準を満たすことは難しいと考えられた。しかし、存続に向けて学校関係者や地元の取組によっては入学者数が増える可能性もあったことから、募集停止となる条件を付して猶予期間を設けることとした。この猶予期間の考え方を「連続する 3 年間で入学者数が 20 人に満たない年度が 2 度ある場合には、翌年度から募集停止とする」としたところである。

本報告においては、猶予期間について、この考え方を維持すべきであるという意見もあったが、地域と連携した分校の活性化の取組がより継続できるように見直すべきであるという意見が多く出された。

猶予期間の適用に当たっては、これまでも各校で特色ある学校づくりに取り組んでいることから、平成 26 年度を起算年にすべきであるという意見と、平成 26 年度から学校の魅力化に取り組む期間を設定し、その後に適用すべきであるという意見があった。また、現行計画の猶予期間の適用を中断することなく、継続して適用すべきであるという意見もあった。

⑤ 定時制課程（夜間）の最低規模

「平成 12 年報告」では、「定時制課程の最低規模は、1 学年 1 学級 10 人程度以上が望ましい」とあり、これが現在の定時制課程（夜間）の最低規模の基準となっている。更に「平成 12 年報告」では、「最低規模を割る状況が 2 ～ 3 年続き、その後も生徒数が増える見込みがない場合には、統廃合を検討する」とあるが、生徒数の減少が著しく、現在、多くの定時制課程（夜間）が最低規模を割る状況となっている。

定時制課程（夜間）は、働きながら学ぶ勤労青少年に教育の機会を保障する場であるとともに、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などの学びの場や生涯学習の機会を提供する役割が大きくなっている。そのため、生徒一人一人に対応した支援体制ができる学校規模として、定時制課程（夜間）の最低規模を、1 学年 1 学級 10 人程度以上にこだわらず、学校全体の在校生が 20 人以上とするなど、基準の緩和が必要である。

⑥ 定時制課程（昼間）の最低規模

これまで定時制課程（昼間）は、最低規模の基準が設けられていなかった。定時制課程（昼間）では、平成 24 年度の在籍者のうち 91.2%が中学校の新規卒業生で、全日制高等学校等からの転編入生が 2.5%となっている。また、就労している生徒はほとんどなく、生徒は 3 年間で卒業することを目指している。このため定時制課程（昼間）では、定時制課程の多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた柔軟な教育システムの特徴を生かしながら、集団としての高等学校教育の質を保証するための最低限の人数として全日制高等学校と同様に、1 学年 1 学級 20 人以上が望ましい。一方で、多様な学習ニーズのある生徒が入学していることから最低規模の基準を設定しなくてもよいのではないかという意見もあった。

⑦ 学校の統廃合について

各学校は、学校の方向性やあるべき姿を示し、学校の魅力化や果たすべき機能を明確にして、生徒数を確保する取組を行ってもなお、将来的に最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、統廃合もやむを得ない。しかし、各学校が地域と連携した魅力化を図る取組を行い、その結果、学校の方向性や役割の妥当性について客観的に評価できる場合は、最低規模の基準を適用しないこともあり得るという意見もあった。

学校の統廃合に当たっては、学校がなくなる地域の生徒、保護者の経済的負担の軽減を図るために県教育委員会として、市町村等関係機関とも連携し、通学支援等の条件整備を行う必要がある。

おわりに

現在、高等学校を取り巻く社会環境が今までと大きく変化している中、生徒が主体的に行動し未来を切り開いていく力を育成するための本県の高等学校教育の在り方が問われている。こうしたことから、まず、現状と課題について、将来にわたる生徒数の減少の状況、生徒や保護者の期待、地域の実態、産業振興との関わり等の視点から検証を行った。次に、その検証を踏まえ、現在、県全体で推進している産振計画、健康長寿県構想との関係も重視しつつ、本県の次代を担う人材育成のための再編振興の在り方について、計 12 回の検討委員会と 7 回の作業部会を開催し検討を行った。

検討の過程では、生徒数の減少や過疎化の著しい地域の実態など本県の高等学校教育が置かれている厳しい状況を踏まえながら、「可能性の平等」を担保することと併せて、各高等学校の教育内容の更なる充実や、地域、地元産業、異校種等との連携を図ることにより、学校の魅力化と教育の質的保証に努めることの重要性を確認した。

次に、生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、進路の希望が叶うように、一定規模の集団の中で高等学校教育を保障する必要があることを確認した。そのうえで、特色ある学科、定時制・通信制課程、中高一貫教育校などを県全体のバランスを考慮して配置することの必要性について議論した。

過疎化が著しい地域においても、そこで学ぶ生徒の学力の向上や個性の伸長、人間的な成長を促すためには、一定規模の集団が必要である。しかし、学校の存在が、地域の生活文化を担っていることや地域の生徒に教育の機会を保障する観点から、今までの学校規模の基準を見直すことの必要性も協議した。本検討委員会は、こうした地域の学校が存続できるための最大限の努力や工夫を、地域とともに、県や市町村等関係機関にも望むものである。

本検討委員会では、更に、近い将来発生することが予測される南海トラフ巨大地震による津波への備えが必要であり、学校の統廃合が検討される場合には、津波被害及び企業における B C P (※1) の考え方を念頭に、学校の立地場所を考える必要があることも議論したことを付記しておきたい。

今後、県教育委員会には、この報告書を踏まえ、地域ごとの課題や実態を把握したうえで県立高等学校再編振興計画を策定し、絶えず進捗状況や見直しの必要性について点検評価しながら、計画の迅速かつ着実な実施を期待するものである。

用語等解説

- (※ 1) この報告書における旧学区の区分については、次のとおりとした。

旧学区	市町村
旧東部学区	室戸市、安芸市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、土佐町、大川村
旧高知学区	高知市、南国市、大豊町、いの町、日高村
旧高吾学区	土佐市、須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町
旧幡多学区	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

- (※ 2) 高知県進学協議会・・・各公立高等学校における進学指導に関して、各高等学校、高知県教育委員会その他関係機関との連絡協議等を実施することにより、一層の充実を図るためにつくられた協議会。
- (※ 3) 学習支援テスト・・・高知県進学協議会が、全日制及び多部制単位制昼間部の1年生を対象として平成23年度まで実施していたテストで、学習状況に関するアンケートも併せて実施していた。
- (※ 4) キャリア教育・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促す教育。
- (※ 5) ICT・・・情報コミュニケーション技術の略であり、情報や通信に関する技術の総称。
- (※ 6) 産振計画の地域アクションプラン・・・産振計画において、地域の文化や特色といった地域性や、生活圏域、行政サービス面でのまとまりを考慮して県内7つの地域を設定し、それぞれの地域で進める具体的な取組を明らかにしたもの。
- (※ 7) 教育課程の特例・・・中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち、特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができる。例えば、後期課程（高等学校）から前期課程（中学校）への指導内容の移行などが可能である。
- (※ 8) 中等教育学校・・・中学校・高等学校の前・後期中等教育を併せて6年間で中等教育を行う学校。原則として後期課程からの生徒の入学がなく、6年間を通じた弾力的な教育課程の編成など、併設型中高一貫教育校よりも更に計画的な学校運営ができる。
これによって、例えば国際化や情報化に対応する教育に重点を置いた系統的な指導が可能になるなどの効果が考えられる。
- (※ 9) 六次産業・・・一次産業である農業などの生産物を加工して、販売までを一元的に行う産業のこと。加工することが二次産業、販売することが三次産業となることから、1と2と3の和、もしくは積が6となるため、六次産業と呼ばれる。
- (※ 10) 総合選択制・・・学年制を基盤としながら、所属する学科やコース・類型の一部でその枠を越えて、生徒が主体的に希望する教科・科目を選択履修することができる制度。
- (※ 11) BCP・・・本来は、企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した時に重要な事業を継続し、早期の復旧を可能にするために作成している事業継続計画のこと。学校においても、被災後の早期の復旧、教育活動の継続は大きな課題となっている。